平成２５年（フ）第１５２号
熊本市東区新南部１丁目１番75号
債務者　早野　愼二
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３号
大分県佐伯市来島町４番18号
債務者　軸丸　和代
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第９号
石川県加賀市山中温泉中田町ト104番地１
債務者　笹谷よしえ
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４９号
兵庫県宝塚市大吹町12番31―１―402号
債務者　増田尚美こと　呉　　尚美
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６２２号
兵庫県西宮市田中町３番１―507号、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町１丁目５番５―101号
債務者　山村富士子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４号
徳島市春日２丁目２番51―202号　セジュール春日
債務者　古山　真紀
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
徳島県阿波市吉野町柿原字原94番地１
債務者　北野　貴大
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
徳島県徳島市南田宮４丁目５番23号　鈴江方、旧住所徳島県徳島市北矢三町４丁目９番11―12号
債務者　有木　美弥
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
徳島県名西郡石井町石井字白鳥251番地４、旧住所愛知県名古屋市千種区高見１丁目25番６号　ジョイフル池下105号
債務者　池上　誠治
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
北九州市八幡西区本城東５丁目11番13号
債務者　伊藤　政明
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１５号
北九州市門司区大久保１丁目４番８―303号
債務者　木村　祥子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９号
佐賀県武雄市橘町大字大日2414番地
債務者　中島　　昇
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３０号
岩手県紫波郡紫波町江柄字大地田34番地11
債務者　佐藤真一郎
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２３６号
愛知県津島市百島町字源正11番地
債務者　國枝　大介
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３７号
愛知県知多郡美浜町大字奥田字南側６番地、住民票上の住所名古屋市中川区八剱町４丁目32番地
債務者　宇佐美　翠
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６６号
名古屋市北区金田町３丁目11番地　愛知しらゆり荘
債務者　後藤　由里
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９７８号
兵庫県三田市乙原2393番地45、従前の住所兵庫県三田市天神３丁目１番14―403号
債務者　内藤　　光
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部